

# 11月臨時会開催

緊急に議会の議決を必要とする案件が生じたため、十一月二十六日に十一月臨時会が開かれ、鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部改正議案等四議案が市長から提出されました。審議の結果、総員の賛成により可決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

◎鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例  
◎鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

平成二十一年度の給与改定において、職員の期末・勤勉手当の支給割合を引き下げることを踏まえ、市長及び副市長並びに教育長の期末手当の支給割合を職員にあわせて年間四・五月から年間四・一五月とするものです。なお、当分の間、本則に定める期末手当の支給割合にかかわらず、年間の支給割合を三・二五月としていますが、職員の引き下げ割合を踏まえ、十二月期の支給割合を〇・一五月引き下げ、年間三・一月とするほか、所要の規定の整備をするものです。

人事院勧告及び近隣他市の職員の給与を考慮し、本市職員について、給料で〇・一八%の引き下げ改定を行い、期末・勤勉手当については、一般職の支給割合を年間で〇・三五月引き下げ、合計四・一五月とするものです。

## 全員協議会

岡本二丁目マンション訴訟における補助参加について

十二月定例会会期中中の十二月十四日、建設常任委員会終了後に議会全員協議会を開催し、理事者から次の報告を受け、質疑応答がありました。報告の概要は次のとおり。

本訴訟は、岡本二丁目マンション計画に係る開発行為について市が行った許可処分に対して、神奈川県開発審査会がなした許可処分取り消しの裁決を取り消すことを求め、原告である小松原建設株式会社が横浜地方裁判所に行ったもので、平成二十一年八月二十六日に判決の言い渡しがあり、

その内容は原告の請求を棄却するというものであった。市は、今回の判決で補助参加が認められており、原告が控訴したため、一審に引き続き原告控訴人の補助参加人として訴訟に参加することを九月十一日、議会に報告したが、松尾市長から、できる限り早くこの問題解決を図りたいことから、この訴訟の場から身を引く決意を固めたため、東京高等裁判所での口頭弁論よりも前に必要な手続を行うよう指示がされた。

本日、原告控訴人の補助参加の取り下げについて必要な対応を行うための決裁を行い、十五日午前中までには、補助参加申し出の取下書を東京高等裁判所に提出したい。

## ◆議会を傍聴してみませんか？

本会議・各委員会はどこでも傍聴が可能です。(定員があるため先着順です)  
本会議の傍聴方法/本会議当日に、市役所議会棟入口にある守衛室で傍聴券を受け取ってください。  
各委員会の傍聴方法/委員会当日に、市役所2階の議会事務局で傍聴申し込みをしてください。当日の審査内容・順番は、委員会の冒頭で確認された後、議会事務局前に掲示されます。

## 本会議場傍聴席バリアフリー工事完了!



▲本会議場傍聴席。写真手前が可動座席部分。奥にあるのが車椅子用階段昇降機

本会議場傍聴席のバリアフリー工事が11月末で完了しました。前列の一部座席を取り外し可能とすることで、車椅子でも傍聴ができるようになりました。車椅子用階段昇降機も導入しましたので、ぜひ傍聴にお越しください。

# 議決された 主な議案

今定例会で可決した議案の主な内容は次のとおりです。

◎指定管理者の指定について  
鎌倉市川喜多映画記念館の指定管理者を川喜多・イオンデベロップグループ共同事業体代表者財団法人川喜多記念映画文化財団に指定。  
指定期間は平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの五年間。  
議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

- ◎補正予算  
職員給与改定に伴う減額等をはじめとする補正予算議案で、審議の結果、各議案とも総員の賛成で可決しました。
- ◆一般会計  
歳入歳出いずれも五億四千七百十万円を追加するもので、補正後の総額は五百七十八億八千六百十万円となります。
- ◆国民健康保険事業特別会計  
百六十二億五千万円
- ◆後期高齢者医療事業特別会計  
四十二億三千四百二十万円
- ◆水道事業特別会計  
八十八億三千九百九十万円
- ◆国民健康保険事業特別会計  
百六十二億五千万円
- ◆介護保険事業特別会計  
百十三億三千五百八十万円
- ◆後期高齢者医療事業特別会計  
四十二億三千四百二十万円
- ◎副市長の選任  
今定例会に、市長から鎌倉市副市長の選任についての人事議案が提出されました。議会では総員の賛成により選任された方は、次のとおりです。  
兵藤 芳朗氏(高野在住)  
兵藤氏は、企画部政策調整課長、企画部企画財政課長、企画部次長、企画部長、総務部長などを歴任しています。任期は、平成二十一年十二月三日から四年間です。
- ◎人事案件  
市長から鎌倉市固定資産評価員及び鎌倉市監査委員の選任についての議案が提出されました。  
議会では次の方を選任することに同意しました。  
【鎌倉市固定資産評価員】  
小村 亮一氏(岩瀬在住)  
任期は、委嘱された十二月十八日から三年間です。  
【鎌倉市監査委員】  
井上 基氏(由比ガ浜在住)  
任期は、委嘱された十二月十八日から四年間です。

## 編集後記

残寒厳しき折、皆さまいかがお過ごしでしょうか。春の市議会議員選挙、夏の衆議院議員選挙に続き、十月二十五日に鎌倉市長選挙が行われ鎌倉市制最年少三十六歳の松尾崇市長が誕生しました。市議会では十一月に臨時会が開催され、その後の十二月定例会では、松尾新市長の所信表明があり、定員九十名の傍聴席に傍聴者が入りきれないほどの市民の方にお越しいただきました。松尾市長初議会ということもあり、二十一名の議員が一般質問に立ち、活発な議論が展開されました。

- 市長のmanifestoの中身に関する質問が多く、今回はその中から特に、大きく方針転換が図られる内容を中心に掲載しています。
- 新市長になり皆さまの関心も高くなっています。よりわかりやすい紙面になるように、今後ともつとめてまいります。
- 議会広報委員会 (長嶋 竜弘)
- 委員長 高野 洋一
  - 副委員長 石川 敦子
  - 委員 長嶋 竜弘
  - 委員 西岡 幸子
  - 委員 飯野 眞毅
  - 委員 池田 実
  - 委員 中村聡一郎

## 鎌倉市議会からのお知らせ

◆かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内  
「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版(収録テープ)と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局 議事調査担当までお問い合わせください。

◆請願・陳情の出し方  
市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

請願と陳情の違い…請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。  
提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査、期限を過ぎての提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局  
議事調査担当  
電話：0467-23-3000 内線2448  
FAX：0467-23-5825  
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp